

令和4年第4回市議会（定例会）
付 議 案 件 綴

（その12）

堺 市 議 会

目 次

頁

請 願 第 1 号	インボイス制度について……………	1
-----------	------------------	---

請願第 1 号

インボイス制度について

請願者住所・氏名 堺市中区
堺市内民商連絡会
代表 福 山 征四郎
堺北民主商工会
堺東民主商工会
堺南民主商工会

紹 介 議 員

堺市議会議員	森 田 晃 一	堺市議会議員	藤 本 幸 子
同	石 本 京 子	同	乾 恵美子

インボイス制度について

請 願 趣 旨

コロナ禍や物価上昇、ウクライナ危機により日本経済が低迷する中、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施が進められています。

インボイス制度が実施されれば、中小事業者やフリーランスへの取引排除や単価引き下げを誘発し、事務と消費税負担の増加にもつながります。消費税の免税事業者に新たな負担を強いる制度は、さらなる倒産・廃業の引き金となりかねません。インボイス制度によって、新たに2,480億円の消費税収が増えると財務省が試算するように、実施されれば消費者の負担が増えます。

シルバー人材センターについても会員はインボイスの発行を求められますが、財政の現状を鑑みれば配分金に消費税分を上乗せすることは困難です。そのため、「インボイス制度実施の見直し」などを求める意見書が多数の地方議会で採択されています。また、地方自治体もインボイスの発行が必要ですが、そのためには膨大な行政コストが発生してしまい、自治体業務の効率化や財政健全化にも逆行しかねません。

このまま2023年10月に制度実施を強行すれば、大きな社会的混乱を生み出します。この点を危惧して、業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。

以上の趣旨から下記事項について請願します。

請 願 事 項

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採択し、政府に送付していただくこと

受理年月日 令和4年11月14日

令和4年第4回市議会(定例会)付議案件綴(その12)

令和4年12月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel.072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-22-0049

